

認定指導員 申請のご案内

平素より学会活動にご尽力を頂きまして誠にありがとうございます。

日本森田療法学会認定指導員の資格取得をご希望の際は、ダウンロードされた書類（1）（2）をご記入の上、下記学会事務局にご送付ください。審査の上、結果を封書にてお送りさせていただきます。

尚、ご取得された際は、お振込み票（手数料2万円）を同封いたします。事務局での入金確認をもって、「認定」とさせていただきますのでご了承下さいますようお願い致します。

<ダウンロード書類>

1. 本状
2. 日本森田療法学会認定指導員申請書（1）
3. 日本森田療法学会認定指導員申請書（2）
4. 日本森田療法学会認定指導員制度規則

ご不明な点、ご質問等がございましたら、下記学会事務局までご連絡をお願い致します。

以上

日本森田療法学会

〒143-8541 東京都大田区大森西 6-11-1

東邦大学医学部精神神経医学講座内

TEL:03-5763-6719（直通）

FAX:03-5471-5774

E-mail: moritagakkai@gmail.com

日本森田療法学会 認定指導員申請書（1）

日本森田療法学会 理事長 殿

日本森田療法学会認定指導員制度による認定の資格を取得したく必要書類を添えて申請いたします。（手数料 2 万円は認定受理連絡後に振り込みます）

年 月 日（西暦）

申請者所属名

申請者氏名

印

記

・申請者連絡先（住所・電話番号）

・生年月日（西暦）

年 月 日

・最終学歴

・同上卒業年月（西暦）

年 月

・資格・資格証番号

・同上資格取得年月日（西暦）

年 月 日

・日本森田療法学会入会年月日（西暦）

年 月 日

・推薦者（理事）

自署

・森田療法に関する活動状況（別紙添付可）

日本森田療法学会 認定指導員申請書 (2)

*添付資料には通し番号を振り、下記表に記載してください。

■日本森田療法学会が認定する研修会への参加 (3回以上)

NO	研修会名	年月日 (西暦)

■日本森田療法学会への参加 (3回以上)

NO	学会名・開催場所	年月日 (西暦)

以上

日本森田療法学会認定指導員制度規則

第1章 総則

第1条 この制度は、森田療法の支援者として広い知識と練磨された技能を備えた優れた指導員を社会におくり、社会における精神健康の保持および増進に貢献するためのものである。

第2条 前条の目的を達成させるため、日本森田療法学会は日本森田療法学会認定指導員制度を発足させ、森田療法の支援者としてふさわしい実力をもつ指導員を日本森田療法学会認定指導員（以下認定指導員と略記）として理事会の合意を得て認定する。

第3条 認定指導員は、認定医・認定心理療法士と密に連絡をとり、認定医・認定心理療法士と共に精神保健の向上に寄与しようとする者である。但し治療資格を示すものではない。

第2章 認定指導員の認定

第4条 認定指導員の認定を申請する者は、次の各項の資格をすべて満足しなければならない。

- 1、森田療法に関心をもつ一般成人で、優れた人格と見識を備えていること。
- 2、申請時において引き続き3年以上本学会会員であること。
- 3、日本森田療法学会が認定する研修会への参加3回以上。
- 4、日本森田療法学会に3回以上の出席経験があること。
- 5、「生活の発見会」、「建設的な生き方」、「生きがい療法」、その他本学会が認めた組織・団体で3年以上の指導的活動経験があること。

第5条 認定指導員の認定を申請する者は、以下を添えて申請し、常任理事会の審査を経て、理事会で認定される。

- 1、申請書（学会ホームページからダウンロードするか、又は学会事務局から取り寄せる）
- 2、本学会の理事の推薦（申請書の推薦者（理事）欄に署名押印）
- 3、各所属組織・団体の長による第4条の要件を満たしていることの証明書（推薦状）
- 4、手数料2万円（学会事務局からの認定受理連絡後に振り込む）
- 5、日本森田療法学会が認定する研修会の修了証の写し

第6条 認定指導員として認定された者に対して、学会は認定指導員の証書を授与する。

第7条 認定指導員の資格は、5年に1回更新することとする。

更新申請の際は、申請書（学会ホームページからダウンロードするか、又は学会事務局から取り寄せる）とともに所定の点数（10点）取得を証明する写しと更新料5千円を振込んだ証明を添えて本学会に提出する。

- 1、日本森田療法学会への参加（3点）
- 2、日本森田療法学会が認定する研修会への参加（2点）
- 3、日本森田療法学会での発表（発表者3点、共同演者1点）
- 4、森田療法に関する学術論文・著書（1編につき4点）

第3章 付則

第8条 本規則は、平成8年10月25日より施行する。

第9条 この規則の変更は、常任理事会において検討し、理事会の承認を経て行なう。

第10条 認定の申請や更新の要件となる研修会とは、支援者の育成に寄与する内容をもつセミナー、ワークショップなどで、日本森田療法学会が認定したものである。日本森田療法学会が認定する研修会とは、あらかじめ主催者よりその概要と講師などについて提出を受け、常任理事会が承認したものを指す。

なおこの改定は、令和3年3月9日より施行する。